

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第3号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「割り振り」を「割振り」に改め、同条第1項中「本文」を削り、「割り振り」を「割振り」に改め、「次項、」を削り、同条第2項を削る。

第3条第2項及び第3項中「割り振り」を「割振り」に改める。

第4条の見出し中「割り振り」を「割振り」に改め、同条中「条例第2条第4項の規定により職員の勤務時間について別の定めをし、」を削り、「の割り振り」を「の割振り」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

第6条 任命権者は、職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）

第6条の2 条例第7条第2項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第7条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

第8条の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、同条中「（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項」を「第6条の2の2第4項」に、「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所」を「同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所」に改め、「その子」の次に「（条例第8条第1項の規定により子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条第1項の規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第9条第6項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第9条第6項に次の1号を加える。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第8条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合第10条第1号中「3日以下」を「3回以下」に改める。

第11条第1項中「第9条第2項」を「第9条第1項」に改め、同条第5項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第11条第5項に次の1号を加える。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第12条第3項中「公務の運営の支障の有無について、」を削り、同条第7項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

第13条中「及び第4号、」を「から第5号まで、」に、「及び第4号並びに前条第7項第3号」を「から第5号まで及び前条第7項第3号から第5号まで」に改め、「除く。）は、」の次に「条例第9条第4項において準用する同条第1項から第3項までの規定により」を加え、「第9条第4項」を「第16条第1項」に改め、同条前段中「職員」の次に

「が行う請求」を加え、同条中「、第11条第5項第1号及び前条第7項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第9条第6項第2号」を「中「子」とあるのは「条例第16条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。））」と、同条第6項第2号」に改め、「した」と、」の次に「第11条第5項第1号及び前条第7項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、前条第3項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条第4項において準用する同条第2項の規定による支障の有無又は同条第3項」と、同条第4項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条第3項」と、」を加える。

第15条中「第2条第2項」の次に「又は第3項」を加え、「その者の勤務日の1日当たりの平均勤務時間数」を「7時間45分」に改める。

第16条第1項第2号中「（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し広域連合長が別に定める日数。当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）」を削り、同条第4項中「（同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し広域連合長が別に定める日数。当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）」を削り、同条第6項中「及び次条」を削る。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

第21条第1項中「掲げる者」の次に「（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。））」を加え、同項第1号中「祖父母」の次に「、孫」を加え、「で職員と同居しているもの」を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 条例第16条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 条例第16条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末

日を介護休暇請求書に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

第21条に次の5項を加える。

- 4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇請求書に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第22条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第21条を第20条とし、同条の次に次の2条を加える。

第20条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第20条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲の時間とする。

第22条第1項中「第9号」の次に「、第11号、第12号」を加え、同条第2項中「第24条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第21条とする。

第23条の見出し中「休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「休暇」の次に「又は介護時間」を、「第16条第1項」の次に「又は第16条の2第1項」を加え、同条を第22条とする。

第24条の見出し及び同条第1項中「及び介護休暇」を削り、同条第2項中「第9号」の次に「、第11号、第12号」を加え、同条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

（介護休暇及び介護時間の請求等）

第24条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇請求書又は介護時間請求書により任命権者に請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定

期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、1週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

- 3 介護休暇の承認を受けた職員は、当該介護休暇の期間中において、介護の必要がなくなったときは、介護休暇終了届により、速やかに任命権者に届け出なければならない。

第25条第1項中「前条」の前に「第23条第1項及び」を、「前条」の次に「第1項」を加え、「及び」を「、」に改め、「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第2項中「及び」を「、」に改め、「介護休暇」の次に「及び介護時間」を、「ときは、」の次に「当該事由に係る」を加える。

別表第2中「18」を「17」に改める。

別表第3中「20」を「19」に、「21」を「20」に、「22」を「21」に、「24」を「23」に改め、同表中「（エに該当する場合にあっては、これらの日から葬儀の日までの間において）」を削り、「妊娠中の女子職員が母子保健法」を「妊娠中の女子職員又は出産後1年を経過していない女子職員が母子保健法」に、「生後1年」を「生後1年6月」に、「子を育てる女子職員」を「子を育てる職員」に、「毎日午前及び午後においてそれぞれ1回30分以内又は1日1回60分以内で必要と認める時間」を「1日2回それぞれ1時間以内の期間（男子職員にあっては、広域連合長が定める期間）」に、「み、再任用職員が私傷病により療養する場合を除く」を「む」に改め、「（再任用職員を除く。）」を削り、「第14条第2項」を「第13条第2項」に改め、「父母、子」の次に「（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を除く。）」を加え、「小学校第3学年修了前までの子（配偶者の子を含む。）を養育する」を削り、「子の看護」を「配偶者、父母、配偶者の父母若しくは養育する義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。）（以下、「家族」と総称する。）を看護」に、「若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子」を「又は疾病にかかった家族」に、「）のため勤務しないことが相当であると認められる場合」

を「）をし、又は家族が予防接種、健康診査若しくは健康診断を受ける際に介助をする場合」に、「（短時間勤務職員にあっては、5日に、年次有給休暇日数を20日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げて得た日数）とする。）、その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日」を「（家族が2人以上の場合にあっては、10日）」に、「

<p>(20) 条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護その他の広域連合長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1年において5日（短時間勤務職員にあっては、5日に、年次有給休暇日数を20日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げて得た日数）とする。）、要介護者が2人以上の場合にあっては、10日の範囲内の期間</p>
---	--

」を「

<p>(20) 職員が要介護者の介護をする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>1年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>
<p>(21) 職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>職員の妻が出産する予定の日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日の範囲内の期間</p>

」に、「21」を「22」に改める。

第2条 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。
(平成29年改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定)
- 2 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第2項に規定する職員の申出は、平成29年改正条例第16条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成29年改正条例附則第2項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 4 平成29年改正条例附則第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対し申し出なければならない。
- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）から附則第2項の規

定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第22条ただし書の規定により介護休暇を承認することができないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認することができないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。